

イエローハット築館店・TSUTAYA築館店・ドコモショップ栗原店・シャトレーゼ築館店の届出概要について（法第5条第1項 新設）

- 1 届出者 株式会社ホットマン
- 2 届出年月日 令和4年10月5日
- 3 店舗の名称 イエローハット築館店・TSUTAYA築館店・ドコモショップ栗原店・シャトレーゼ築館店
- 4 店舗設置者 株式会社ホットマン 代表取締役 伊藤 信幸
仙台市太白区西多賀四丁目4番17号
- 5 店舗所在地 栗原市築館字留場桜10番4 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
【A棟】株式会社ホットマン（イエローハット）	624㎡	カー用品 等
【B棟】株式会社ホットマン（TSUTAYA）	646㎡	本、雑貨 等
【C棟】兼松コミュニケーションズ株式会社（ドコモショップ）	161㎡	携帯電話 等
【D棟】株式会社ホットマン（シャトレーゼ）	106㎡	洋菓子 等
計	1,537㎡	

7 大規模小売店舗を新設する日 令和5年6月6日

8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 80 台（指針による必要台数：75台）
- (2) 駐輪場の収容台数 21 台（指針による参考台数：44台）
- (3) 荷さばき施設の面積 215.5 ㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 12.77 ㎡³（指針による必要容量：4.759㎡³）

9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
【A棟】株式会社ホットマン（イエローハット）	午前9時	午後9時
【B棟】株式会社ホットマン（TSUTAYA）	午前9時	午後11時
【C棟】兼松コミュニケーションズ株式会社（ドコモショップ）	午前9時	午後9時
【D棟】株式会社ホットマン（シャトレーゼ）	午前9時	午後9時

- (2) 駐車場の利用時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の出入口の数 5箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで

10 事務手続き等

- ・公告年月日 令和4年10月27日
- ・縦覧期間 公告の日から令和5年2月27日まで
(公告の日から4か月間)
- ・地元説明会 令和4年11月15日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和5年1月6日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和5年2月27日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 令和5年6月5日 (届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	令和4年11月15日（火）午後6時から午後6時30分まで
開催場所	栗原市市民活動支援センター 栗原市築館伊豆2丁目6番1号
出席人数	1名

質問事項	設置者の回答内容
シャトレゼの店舗面積はどのくらいですか。	106㎡です。 →指針の対象外
シャトレゼが開店することで相乗効果により他の施設が繁栄すればよいと思います。今後は少子高齢化へと進んでいきますので、町に活気をもたらす施設は歓迎です。	ありがとうございます。 →指針の対象外
交通については若干心配ですが先ほど説明があったような対応をしてもらえれば問題ないと思います。	承知しました。混雑が予想される日、特にオープン当初には誘導員を配置し、スムーズに來退店できるよう配慮いたします。 →県の意見は不要
私は近くに住んでいるが、騒音については気になったことはありません。	店舗から出る騒音については、影響がないよう配置します。また、建設工事中にはどうしても騒音が発生しますが、早朝や夜間工事を行わないようにいたしますのでご理解いただければと思います。 →県の意見は不要
開店予定はいつですか。	建築工事および大店立地法の手続きにもよりますが、来年4月を予定しています。 →指針の対象外

栗原市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
廃棄物について 栗原市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化の促進に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って適切に対応されたい。	栗原市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化の促進に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って適切に対応します。 →県の意見は不要
騒音について 騒音規制法及び宮城県公害防止条例に従って適切に対応されるとともに、地域住民等から公害苦情が発生した場合には、事業者の責任において速やかに対応されたい。	騒音規制法及び宮城県公害防止条例に従って適切に対応します。また、地域住民等から公害苦情が発生した場合には、速やかに対応します。 →県の意見は不要

地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社ホットマン	
届 出 年 月 日	令和4年10月5日	
店 舗 名 称	イエローハット築館店・TSUTAYA築館店・ドコモショップ栗原店・シャトレーゼ築館店	
所 在 地	栗原市築館字留場桜10番4 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転を徹底願います。また、騒音基準を超過している地点付近において、住居等が立地した場合や周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を講じるなど、周辺環境の保全に配慮願います。	